

平塚市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月21日

条例第6号

改正 平成14年5月17日条例第13号
平成15年3月24日条例第12号
平成20年8月29日条例第24号
平成24年12月21日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、平塚市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、平塚市議会議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額5万円を年額に換算して交付する。

- 2 年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。この場合において、再任された者については、既に交付された月数分を差し引いた額を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費を交付しない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、海外視察をしようとする議員にあつては、年額24万円を限度に政務活動費として別に交付する。
- 6 政務活動費は、申請のあった日から30日以内に交付する。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費（前条第5項に規定する海外視察に係る政務活動費を除く。）の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、次に掲げる書類を添えて、議長に提出しなければならない。

(1) 規則に定める事業報告書

(2) 領収書等の写し

2 前項に規定する収支報告書等は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に第1項に規定する収支報告書等を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、海外視察に係る政務活動費の交付を受けた議員が海外視察を行わなかった場合は、当該海外視察に係る政務活動費の全額の返還を命ずるものとする。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書等を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月17日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第12号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月29日条例第24号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第38号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の平塚市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	議員が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する経費
広聴費	議員が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するために会議等に要する経費
事務費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費